

赤門卓球倶楽部規約

(目的)

第1条 本会は会員相互および会員と東京大学卓球部員との親睦を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は赤門卓球倶楽部という。

(組織)

第3条 本会は東京大学の卓球部員もしくは赤門倶楽部員であったもので本会に入会を希望するもので組織する。

(事業)

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦のための卓球練習試合その他の事業
- (2) 東京大学卓球部員との親睦のための卓球練習試合その他の事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(総会)

第5条 本会は年1回総会を開く。

(役員および顧問)

第6条 本会に役員として会長1名、副会長数名および監事1名を置く。

- 2 会長は本会を代表し、本会の会務を総括する。
- 3 監事は本会の事業および経理を監査する。
- 4 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 必要に応じ会長の諮問機関として顧問を置く。
顧問は卓球に関し学識経験ある者の中から会長が委嘱する。

(事務局)

第7条 本会の実務を遂行する機関として事務局を置く。

- 2 事務局長は会長が任命する。

(会計)

第8条 本会の経費は会員の会費その他でまかなう。

- 2 会費は口数制とし、年額1口5000円で原則として1口とする。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年の2月末日に終わる。

附 則

本規約は平成24年3月1日から効力を生ずる。

来 歴

昭和29年4月1日 新規制定

平成24年3月1日 一部改正